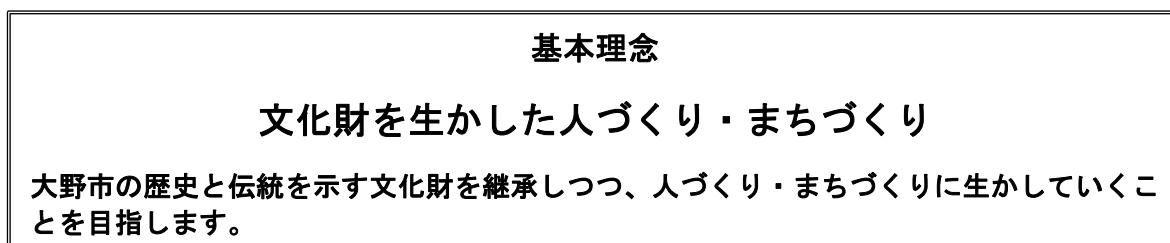


第4章 基本理念・方針・措置

第1節 基本理念

文化財は、そのものの情報と価値にとどまらず、それらを生み出した背景にある豊かな自然や風土、先人たちの活動と願い、紡ぎ出した英知などが反映されたものであり、歴史文化を理解する上で重要なものです。大野市は、大野市地域計画における基本理念を次のように掲げます。



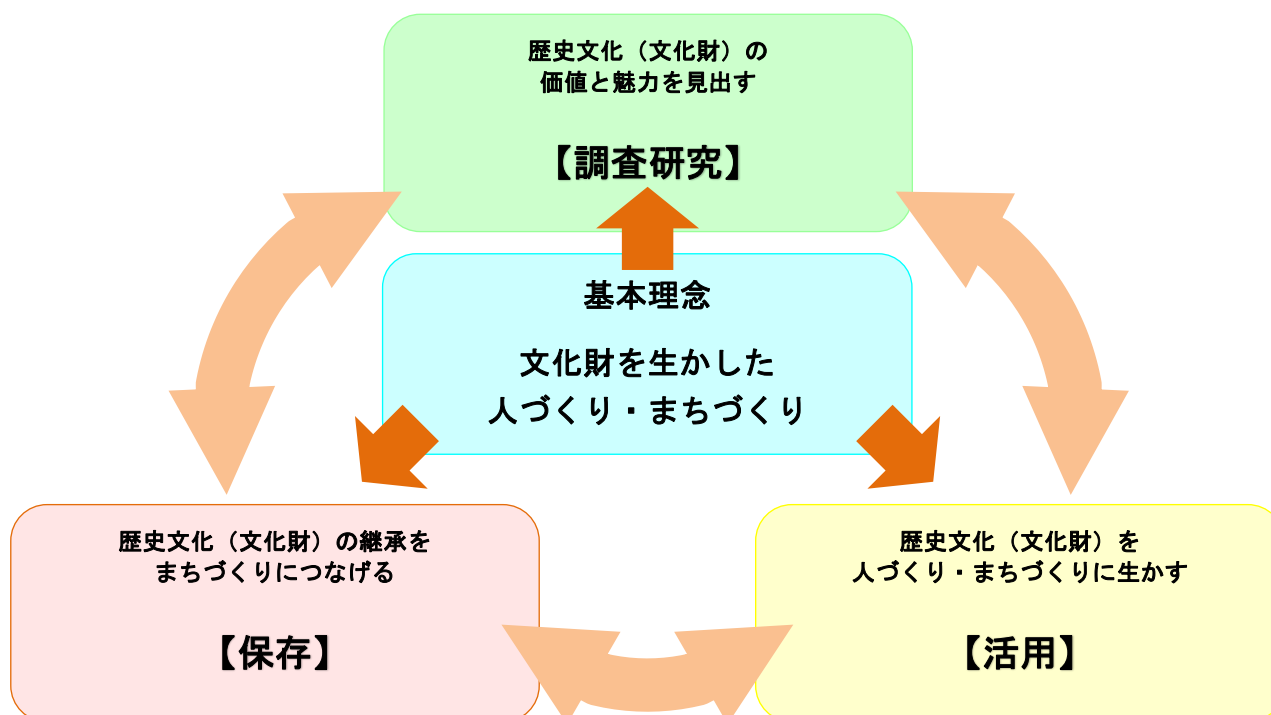
1. 基本理念の展開

基本理念「文化財を生かした人づくり・まちづくり」を、3つの方向性に展開させます。

- ・文化財の価値を明らかにし、その魅力を「市民の共有財産」に磨き上げる【調査研究】
- ・文化財の魅力を後世に継続させるとともに、継承への取り組みによって地域の結束を促す【保存】
- ・文化財を通じた人材育成に取り組み、積極的にまちづくりに利活用する【活用】

措置（具体的な事業や事業主体、事業スケジュールなど）によってこれら3つの方向性を相互に作用させ、文化財の一体的・総合的な保存と活用を展開させます。

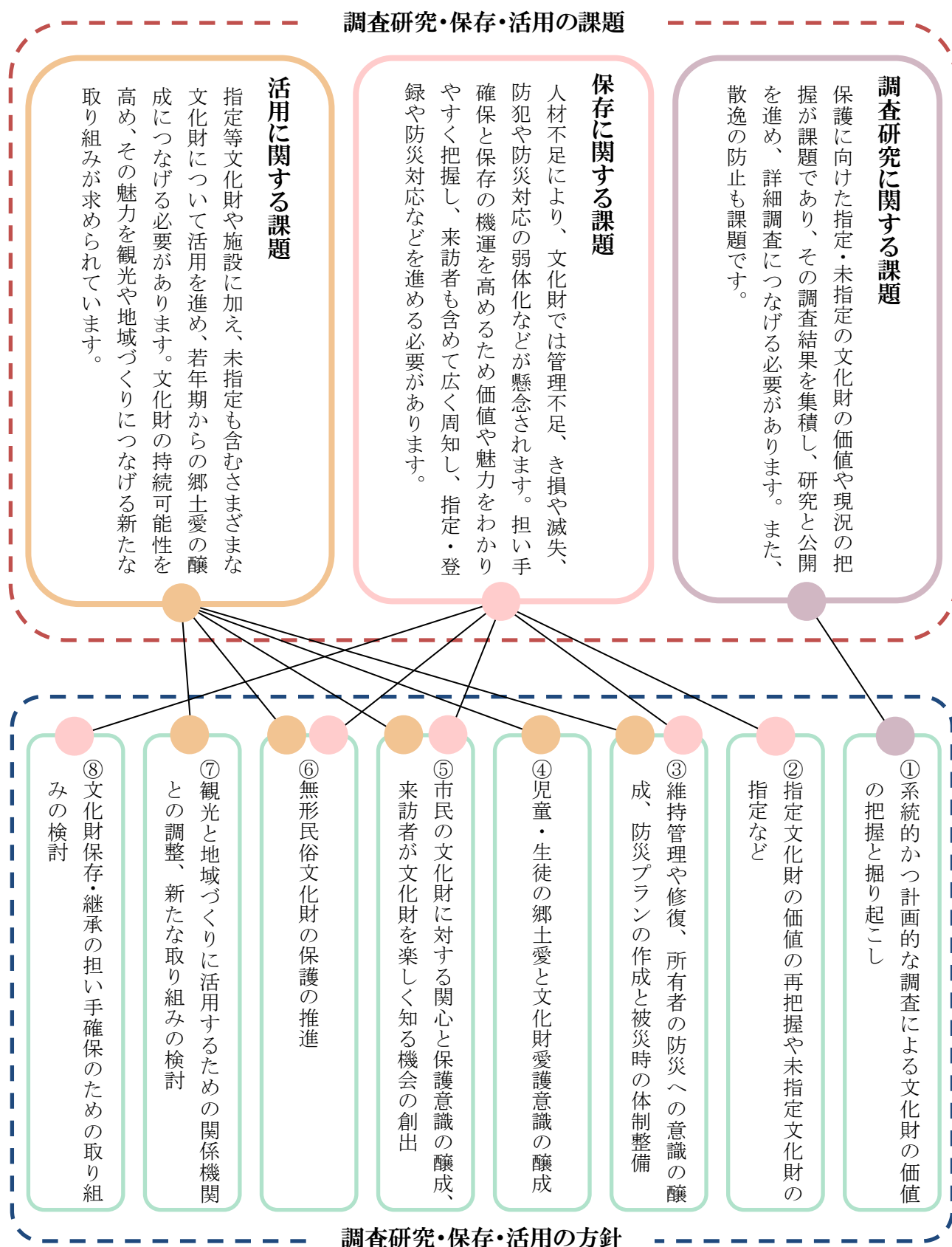
図 37 基本理念展開の概念図



第3節 調査研究・保存・活用の方針

本節では、前節の課題を受け、次のとおり方針を設定します。

図 38 基本理念を展開させるための課題と方針の関係図



方針①系統的かつ計画的な調査による文化財の価値の把握と掘り起こし

文化財が持つ価値のさらなる把握と、新たな文化財の掘り起こしを目的とした調査研究を行います。

これまでに大野市及び他の調査研究機関や研究者によって行われてきた調査結果については再検討を継続的に行い、新たな知見を加えることで、情報の精度を高めます。調査が一部にとどまっているものや、未実施のものについては、所在の把握を主目的とした調査を実施します。

古文書資料は、大野市の歴史のさらなる解明のため、今後とも収集及び調査を継続させます。

民俗芸能や祭礼などの無形民俗文化財は、由来や起源、どのようにして伝わってきたのかなど、大野市内外の類似の文化財との比較検討を行い、さらなる価値を見出します。

埋蔵文化財の発掘調査や試掘調査は開発事業と調整して行います。

全国的に見ても重要な古生代や中生代の地層と、これらから発見される化石の調査研究は、県立恐竜博物館をはじめ、関係機関と共同して取り組みます。

未把握の文化財については、市民の協力のもと聞き取りなどで継続的に情報を集めます。

こうして蓄積された情報を「文化財カルテ」として集積し、文化財の現状や活用状況の把握を一元に行い、中長期的な視点での保護・保全に活用します。

確認された資料のうち希少性の高い文化財や散逸の恐れのある文化財は優先的に博物館施設で収集し、保管環境を整えます。また、『奥越史料』においても資料及び知見についての情報発信を行います。

必要な郷土資料は適正な価格で購入し、市外への散逸を防ぎます。

方針②指定文化財の価値の再把握や未指定文化財の指定など

文化財の調査によって確認された新たな歴史的な価値や、新たに発見された史料などについて、指定文化財であれば価値の再把握を行います。これまでに確認されている未指定の文化財や、大野市地域計画作成の過程で確認された未指定の文化財などについては、さまざまな調査研究により新たな価値を明らかにし、必要に応じて、文化財に指定または国の文化財登録原簿への登録の提案をします。文化財としての価値の再把握や新指定・新登録によって、所有者や保存団体、その周囲において所有や継承の意義を喚起するとともに、管理や防災における指定等文化財に対する行政支援を受けやすくします。

方針③維持管理や修復、所有者の防災への意識の醸成、防災プランの作成と被災時の体制整備

大野市内の各地域で守られてきた文化財は、人口減少や少子化・高齢化などによる文化財保護の意識の希薄化や管理団体の弱体化により、労力や経費の負担が増大し、維持管理と修復が困難となってきました。また、美術工芸品や古文書などの有形文化財は、脆弱な素材が多く、自然災害や火災などで破損すると、元に戻すことは困難です。これらのことから、文化財のき損や滅失、大野市外への散逸などが発生しないよう、文化財の保護を進めます。

文化財を良好な状態で管理し、保存を図るために、所有者や管理者に対して、文化財の価値と歴史的な背景などを説明します。また、公開することも、所有者・観覧者ともに文化財の価値を知ることにつながることから、積極的に行うことが重要であり、適正な方法を検討する必要があります。

~~実際の管理に当たっては、~~文化財の維持管理や環境整備を日常的に行うことは、一見すると負担のようにも感じられますが、こうした適切な管理は異常の早期発見につながり、破損を初期段階に抑えて修理が必要となるまでの期間を延ばすなど、管理者の修理負担を軽減できることから、文化財防火査察の機会を利用して、保存管理に必要な助言を行います。

こうした、文化財の価値を知り保存や活用の重要性の認識につなげることは、所有者だけに求められるものではありません。~~行政として~~市指定文化財「大野市民俗資料館」（大野地区）の管理を適正に行うことで、「知る」と「保存・活用」の関係性や重要性の認知を広げます。

また、防災措置に関しては「大野市地域防災計画」を基本として推進し、文化財~~としての特性~~に対して~~は~~文化庁作成の「防火対策ガイドライン」を活用・参考にして防火点検を実施し、文部科学大臣決定の「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を活用・参考にして総合的・計画的な防火対策を進めることで、防災プラン作成にかかる所有者の負担軽減と、文化財の継承の両立を図ります。被災対応については「福井県文化財保存活用大綱」に則り、被災文化財の保護措置を実施します。

文化財の維持管理や、破損時の修理方針の立案など、必要な行政支援を行います。

今後は、大野市の文化財のデータベースを基に、建造物や美術工芸品などの文化財の分野別に、各文化財の状態や保管状況などをまとめた「文化財カルテ」を作成整備して、文化財の現状把握を図り、保護と保全につなげます。

また、化石の無断採取などの防止を目的として実施している「化石パトロール」を、対象を指定文化財に拡大し、県が実施している文化財パトロールと連携して実施できるよう検討します。さらに、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて実施している文化財の防火訓練や査察などを、今後も継続して実施します。

方針④児童・生徒の郷土愛と文化財愛護意識の醸成

小・中学校で郷土の文化財について学習できるよう、文化財担当者が学校に出向き授業を行う出前授業や、城跡などの史跡の現地案内など、文化財をより身近に感じてもらえる機会を設けます。

地域・保存団体・学校・公民館などと協力して、児童・生徒が地域の伝統芸能を学び、披露する機会の創出を今後も継続して実施します。

また、地域の文化財などについて学習し地域の課題解決などの内容を企画・提案する独自の教育プログラムの作成を関係機関とともに検討していきます。

方針⑤市民の文化財に対する関心と保護意識の醸成、来訪者が文化財を楽しく知る機会の創出

博物館や武家屋敷などでの企画展の実施や、その他の文化施設との連携による展示や講座、体験会などを行います。その際の解説は理解を広く促すために平易な言葉で行い、時代背景を含めるなど内容を充実させます。また、普段は非公開の文化財の公開を進めたり、大野市史編纂事業で収集した古文書資料を活用するために一般公開を行うなど、大野市内の文化財について、「見て・触れて・学べる」機会を創出します。

さらに、史跡などの所在地への標柱の設置や「広報おおの」、大野市公式ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、各種パンフレットや冊子などを活用した文化財の情報発信を積極的に行います。「おおの城まつり」や「大野市総合文化祭」などのイベントで、伝統芸能の踊りと伝統食の体験ができるようにするなど、さまざまな場所や施設で「見て・触れて・学べる」機会を設けます。

方針⑥無形民俗文化財の保護の推進

市民の高齢化と人口減少により、特に古くからの生活や習わしなどを物語る無形民俗文化財は、担い手の減少が進んでいることから、さらなる保存・継承の取り組みが必要な状況となっており、地域の結び付きが重要な役割を果たしています。

大野市は、指定文化財を中心に、無形民俗文化財の保存団体による保存継承事業を支援しています。また、踊りや里神楽、風習・^{なりわい}生業などの伝統文化を「おおの遺産」に認証し、その保存継承事業に対しても支援を行っています。これら保存継承には、公開活動を継続することで認知を高めることが肝要であり、その支援の一環として、踊りと里神楽の一部は、動画で撮影し、インターネット上で公開しています。大野市内には、公開している伝統芸能以外にも踊りや歌などの民俗芸能、祭礼や神事などの風俗風習、農業や林業に係る民俗技術などの無形民俗文化財があります。これらの文化財の保存・継承を図るため、関係団体との協力により、情報収集や、録音・録画などの記録化と、記録した物の公開・活用を行います。

また、今後も、地域・保存団体・学校・公民館と協力して、児童・生徒に踊りの練習の機会を設けることで、次世代につなげます。

方針⑦観光と地域づくりに活用するための関係機関との調整、新たな取り組みの検討

近年、文化財を観光と地域づくりの面で活用し、文化財の保護につなげようという取り組みが盛んになっています。平成 31 年（2019）4 月に文化財保護法が改正され、これまで以上に文化財の活用に焦点があてられるようになりました。大野市においても、文化財を活用することで、観光と地域づくりの形成に資することができるように取り組みます。

特に、城下町「越前おおの」のシンボルである越前大野城を観光振興の核として据え、維持管理を適切に行います。また、城下町散策の拠点として、城下町西端の登録有形文化財「平成大野屋本店洋館、二階蔵、平蔵」（大野地区）の整備及び活用を推進させます。また、城下町東端の古民家ギャラリー「COCONO アートプレイス」の活用を促進させることで、来訪者のまちなか散策を促し、満足度を向上させます。

大野市では、「越前大野城」や「平成大野屋」、「武家屋敷旧内山家」、「武家屋敷旧田村家」、「古民家ギャラリー」（いずれも大野地区）といった歴史を根拠とした施設が観光拠点またはその周辺に存在していることから、歴史などの情報発信は観光誘客にとっても重要であり、そうした需要を受けて、文化財の保存・管理も推進されることから、各種メディアに向けた情報発信を積極的に行います。こうした情報が来訪者やメディアにとって魅力あるものとして捉えられるよう「越前おおのブランド」の磨き上げを継続して進めます。

市外からの来訪者のアクセスや市内移動のために公共交通機関を維持し、利便性の向上について継続して検討します。また、「越前おおの結ステーション」と道の駅「越前おおの^{あらしま}荒島の郷」を中心に、大野市街地に加え、大野市街地周辺地域の文化財も含めて紹介し、公共交通機関を利用して参加できるイベントを実施します。

方針⑧文化財保存・継承の担い手確保のための取り組みの検討

無形民俗文化財をはじめ、有形文化財や記念物などさまざまな文化財について、保存・継承の担い手確保に向けた取り組みが必要です。

地域の伝統や文化財などを継承していく担い手は地域子どもたちであり、学校教育の場を活用して文化財の大切さを伝えることは重要な取り組みです。このため、生涯学習推進計画に基づいて、地域に誇りと愛着が持てる学習を推進し、郷土芸能に対する理解と担い手を確保します。

第4節 調査研究・保存・活用の措置

前節の方針を受け、文化財の調査研究・保存・活用に関する措置（具体的な事業や事業主体、事業スケジュールなど）を設定します（調査研究・保存・活用の課題と方針と措置の一覧は、表 17 を参照）。

第六次大野市総合計画は文化財の保存・活用を含む、まちづくりの目標と方向を示した最上位計画であり、大野市地域計画においても上位計画として位置付けています。措置の設定に当たっては、第六次大野市総合計画と整合させます。文化財の公開活用に当たっては、公共施設とインフラ資産の適正配置を踏まえた維持管理の適正化及び中長期的な財政負担の軽減と平準化についての方針を定めている公共施設等総合管理計画との整合を図ります。また、越前おおの産業ブランド力向上戦略による歴史・文化の地域資源としてのブランド力向上や、大野市地域防災計画に基づく文化財の防災措置など、各種関連計画との連携を図ることで、相互における計画推進の補完に努めます。

なお、文化財の調査研究・保存・活用の措置を進めるに当たっては、市費・県費・国費（文化財補助金・地方創生推進交付金など）、その他、民間資金を活用します。

また、大野市を取り巻く社会情勢と財源状況により、各種事業内容やスケジュールなどの変更や追加を行う場合があります。

第5章で、大野市の多種多様な文化財を、歴史文化の特徴に基づく 11 のテーマに区分した「関連文化財群」として説明するとともに、措置を設定しています。関連文化財群の措置は、当節の「方針に対応する措置」の一部と関連しており、事業を細分化し、内容をより具体的に示しています。その関係を把握できるように、方針に関係する措置の一覧に関連文化財群の措置の番号を示しました。

※各方針に対応する措置の一覧の「事業主体」欄の凡例は、以下のとおりです。

- 凡例 市民：市民、地域住民、事業者
所有者など：所有者、保存団体、管理団体
教育・研究機関：小中高等学校、大学、研究機関
市：文化財部局、他部局

※各方針に対応する措置の一覧の「事業期間」欄の凡例は、以下のとおりです。

- 凡例 ◎：期間内で重点的に取り組みを行う年度・期間がある場合
○：期間内で取り組みを行う年度・期間がある場合
：調査研究の方針に対応する措置
：保存の方針に対応する措置
：活用の方針に対応する措置

※表 9 から表 16 の各一覧は、表 17 「調査研究・保存・活用の課題と方針と措置の一覧」と対応しています。

表9 方針①「系統のかつ計画的な調査による文化財の価値の把握と掘り起こし」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）						関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4～7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
1	「文化財カルテ」の作成 文化財の現状把握を図り、保護や 保全につなげるため、文化財の状 態を記録する「文化財カルテづく り」を進めます。	所有者など 市（文化財部局）	◎	○	○	○	○	○	
2	博物館施設における資料の収集・保管 歴史博物館において、希少性の高 い文化財や散逸の恐れのある文化 財を収集・保管・展示します。	市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<3>-3
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3	郷土資料の購入 郷土に係る資料を購入し、大 野市外への散逸を防止します。	市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	
			○	○	○	○	○	○	
4	文化財の調査の実施 明確になった調査未実施の文化財 類型について、所在及び現状を把 握するため、第5章で示す「関連 文化財群」ごとに調査を実施しま す。把握調査結果は、詳細調査の 要否や優先順位、実施時期や方法 についての検討資料とします。	教育・研究機関 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<1>-1 <2>-4 <3>-2 <4>-1 <4>-2 <5>-1 <6>-1 <7>-3 <7>-4 <8>-3 <9>-3 <10>-4 <11>-8
5	『奥越史料』の発刊 郷土の歴史や自然などについて執 筆された論文をまとめた冊子『奥 越史料』を発刊します。	市（文化財部局）	○	○			○		

表10 方針②「指定文化財の価値の再把握や未指定文化財の指定など」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）						関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4～7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
6	文化財の指定や登録 文化財の調査によって得られた結 果に基づいて、価値の再把握や新 たな文化財の指定に取り組みま す。 あわせて、国の文化財登録原簿へ の登録の提案を積極的に行い、ボ トムアップによる未指定文化財の 保護を推進します。	市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

表11 方針③「維持管理や修復、所有者の防災への意識の醸成、防災プランの作成と被災時の体制整備」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）						関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4～7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
7	指定文化財の維持管理 指定文化財を良好な状態で管理し、 保存を図るための計画づくりや補 修、清掃などの維持管理を行います。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	<8>-1 <11>-2
8	指定文化財の保存修復 指定文化財の保存修理と保存整備を 行います。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	<11>-1

9	市指定文化財「大野市民俗資料館」の管理 明治期に建てられた大野市民俗資料館（市指定）を適正に管理（ <u>保存・修理を含む</u> ）し、一般公開します。	市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
10	指定文化財の保存修理に対する支援 指定文化財の修理事業の支援を行います。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	
11	文化財防火訓練・査察の実施 文化財防火デーに合わせた文化財防火訓練、防火査察を実施します。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	
12	指定文化財の保護パトロールの実施 指定文化財の状態の把握と破損の早期発見を目的としたパトロールを実施します。	市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	
13	大野市地域防災計画の推進 各種災害に対する日常的予防や被災時の対応、防災体制づくりなど、市民の生命及び文化財を含む財産を守るための事業実施を推進します。	市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

表 12 方針④「児童・生徒の郷土愛と文化財愛護意識の醸成」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）						関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4～7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
18	小学生の郷土芸能の体験 小学生を対象に、踊りや里神楽、太鼓など地域に伝わる郷土芸能に親しむ機会を作ります。	教育・研究機関 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<2>-1
19	子ども向け歴史イベントの実施 史跡めぐりや、古文書体験など歴史イベントを実施します。また郷土の歴史調べなどに協力します。	教育・研究機関 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	
20	文化財の出前授業の実施 小・中学生を対象に、学校を訪問して文化財に関する授業を行ったり、実際の文化財を見ながら解説したりします。	教育・研究機関 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	
21	児童生徒による文化財情報の発信活動の実施 児童・生徒が地域の自然や文化、歴史、偉人、観光資源などについて学習し地域の課題解決などの内容を企画・提案する学習を行います。また学習成果を <u>発信します。</u>	教育・研究機関 市（他部局）	◎	○	○	○	○	○	

表 13 方針⑤「市民の文化財に対する関心と保護意識の醸成、来訪者が文化財を楽しく知る機会の創出」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）						関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4～7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
14	文化財標柱の設置 指定文化財やそのほか城跡や古墳などがある場所に文化財の名称や概要を表示した標柱を設置します。	市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	

22	文化財情報の発信 文化財のさまざまな情報を、ホームページやパンフレット、冊子などにまとめ情報発信します。	市民 所有者など 市（文化財部局）	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<1>-2 <6>-2 <7>-4 <8>-2 <9>-2 <10>-3	<4>-3 <7>-2 <8>-1 <9>-1 <10>-2
23	特別展・企画展の開催 歴史博物館において、郷土の歴史や文化財をテーマにした特別展・企画展を開催します。	市（文化財部局）	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<1>-2 <6>-2 <8>-2 <10>-2	<4>-3 <7>-2 <9>-1
24	博物館資料の展示品の解説の充実と体験機会の創出の実施 博物館の展示資料について解説を充実させるとともに、実物に触れたり、使ってみたりなどの体験できる展示を行います。	市（文化財部局）	<u>◎</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<3>-4 <9>-1	<8>-2 <10>-1
25	古文書資料の活用 収集した古文書資料を一般に公開し、市民や学校、研究機関などが活用しやすいようにします。	市（文化財部局）	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		
26	文化財の一般公開 普段はなかなか見ることができない民間所有の文化財の一般公開を行います。	所有者など 市（文化財部局）	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		
27	SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報発信 文化財の保護活動や公開、イベントなど、文化財に関するさまざまな取り組みを Facebook やスマートフォンのアプリを活用して発信します。	所有者など 市（文化財部局）	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>		

表 14 方針⑥「無形民俗文化財の保護の推進」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）						関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4～7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
15	「おおの遺産」の認証 「おおの遺産」の候補の調査結果に基づいて、新たな「おおの遺産」の認証に取り組みます。	所有者など 市（文化財部局）	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	
16	無形民俗文化財の保存育成に対する支援 大野市内に伝わる踊りや太鼓などの無形民俗文化財保存団体の活動を支援します。	所有者など 市（文化財部局）	<u>◎</u> <u>◎</u>	<u>◎</u> <u>◎</u>	<u>◎</u> <u>◎</u>	<u>◎</u> <u>◎</u>	<u>◎</u> <u>◎</u>	<u>◎</u> <u>◎</u>	<7>-1 <7>-5

表 15 方針⑦「観光と地域づくりに活用するための関係機関との調整、新たな取り組みの検討」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）						関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4～7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
28	越前大野城の維持管理と活用 大野市のシンボルである越前大野城を適切に維持管理し、越前大野城や歴代城主、大野ゆかりの地などを来訪者に情報発信します。また、スタンプラリーや御城印などイベントに対応します。	市（他部局）	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<u>◎</u>	<5>-2 <5>-4 <5>-3

29	登録有形文化財の観光活用 平成大野屋本店洋館（国登録）・ 二階蔵（国登録）・平蔵（国登録） をまちなか観光の拠点として適切 に活用します。	所有者など 市（他部局）	◎	○	○	○	○	○	<5>-6
30	文化財の発信プロモーションの取り 組み 文化財の情報をメディアやPR広 告などにより発信する取り組みを 行います。	市民 所有者など 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<1>-2 <4>-3 <6>-2 <7>-2 <7>-4 <8>-1 <8>-2 <9>-1 <9>-2 <9>-4 <10>-2
31	地域資源のブランド化の推進 <u>魅力ある地域資源を活用した商品 開発などを支援し、ブランド化を 推進します。</u>	市民 所有者など 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<9>-4
32	古民家ギャラリーの活用 小コレクター運動などの絵画の展 示と企画展を開催します。	所有者など 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
33	公共交通の維持とまちづくりへの活 用 公共交通機関の利便性を向上させ るとともに、利用のきっかけとな るイベントを実施することで、利 用促進を図ります。	市民 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

表 16 方針⑧「文化財保存・継承の担い手確保のための取り組みの検討」に対応する措置の一覧

No.	事業名 ----- 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）						関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4～7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
17	生涯学習推進計画の事業の推進 伝統芸能や伝統行事の継続など、 地域の課題解決に関する学習を進 めます。	市（文化財部局）	○	○	○	○	○	○	